

平成30年度第4回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	平成30年12月 4日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	平成30年12月 4日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	平成30年12月 4日		午前 11時 35分	
	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
応 招 (不 応 招)	1	○	村 山 昇	7	×	高 橋 裕 子
議 員 及 び 出 席	2	○	林 田 俊 策	8	○	源 嶋 た ま み
欠 席 議 員	3	○	中 村 正 徳	9	○	久 保 田 武 治
○ 出 席	4	○	瀬 崎 哲 弘	10	○	宇 佐 信 行
×	5	○	山 中 馨	11	○	豊 永 好 人
△ 不 応 招	6	○	魚 住 憲 一	12	○	坂 口 幸 法
会 議 録 署 名 議 員	6 番	魚 住 憲 一		9 番	久 保 田 武 治	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	仲 川 広 人		議 事 参 事	執 柄 由 美	
	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
説 明 の た め 出 席	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教 育 振 興 課 長	今 井 一 久	
し た 者 の 職 氏 名	副 町 長	島 田 保 信		教 育 振 興 課	中 村 綾 子	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	前 田 和 博		健 康 ・ 保 険 課	恒 松 つ ぐ み	
	総 務 課 長	松 本 和 則		町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗	
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治		町 民 福 祉 課	長 田 憲 士	
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子 ども 対 策 課 長	白 濱 ゆ り こ	
	企 画 観 光 課	竹 下 政 孝		子 ども 対 策 課	植 原 一 喜	
	税 務 課 長	平 川 博		環 境 整 備 課 長	小 林 昭 洋	
	税 務 課	木 下 孝 二		環 境 整 備 課	山 村 忍	
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文		農 林 課 長	久 保 日 出 信	
	会 計 室	上 村 由 美 子		農 林 課	赤 川 和 幸	

会 議 に 付 し た 事 件

報告第12号	平成29年度財政健全化判断比率の修正について
議案第26号	熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について
議案第27号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第28号	平成30年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第29号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第30号	平成30年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第31号	平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第32号	平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 11 名です。本日は、7 番、高橋裕子議員から欠席届が出ております。

他は全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

ただいまから平成 30 年度第 4 回多良木町議会 12 月定例会議を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。平成 30 年 11 月 27 日及び本日 12 月 4 日委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、平成 30 年度第 4 回多良木町議会 12 月定例会議の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 12 月 4 日から 12 月 11 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は日程第 4、報告第 12 号について報告を求めることといたします。

日程第 5、議案第 26 号から日程第 11、議案第 32 号については、本日説明のみとし、12 月 7 日審議採決をお願いいたします。

なお、本日の議案説明終了後、12 月 5 日、6 日は、委員会を開催いたします。

7 日の審議採決の後、引き続き一般質問を行います。今回、7 名の方より通告がっております。お手元に配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 9 件の提出がっております。3 件は、お手元に配付してあります要望文書表のとおり関係常任委員会へ付託。6 件は議員配付といたしました。

11 日の会議終了日は、一般質問の終了後、日程第 2、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長(村山 昇君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(村山 昇君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番魚住憲一君、9 番久保田武治君の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 30 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査の結果報告書、公の施設の指定管理者の監査結果及び平成 30 年度定期監査の結果に関する報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君）おはようございます。平成 30 年度第 3 回の球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をします。

平成 30 年度第 3 回定例会は 8 月 30 日に招集され、開会されました。

出席議員は魚住議員、坂口議員、瀬崎議員、久保田議員、私と 6 名全員出席です。

審議等、議案等については、議案 4 件、決算認定 1 件を審議し、この日は、延会となりました。延会ですね。延びる会になりました。

この日に審議した件は、6 件は、議案については、会議はいずれも原案どおり可決認定されました。

なお、延会後に、会期日程は 9 月の 25 日火曜日に午後 1 時 30 分より再開いたしました。

これについては、決算認定 4 件、一般質問 3 名が予定されております。

実は、この報告は非常に長いということで、主などだけ報告したいということでご許しをお願いします。

それでは、議案第 10 号、球磨郡公立多良木病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、球磨郡公立多良木病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、球磨郡公立多良木病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、平成 30 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨包括支援センター特別会計補正予算第 1 号について、最後に、認定第 1 号、平成 29 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計、（収入・支出）利益の処分及び決算の認定について、病院事業、介護老人保健施設事業、総合健診センター事業の 3 事業は、トータルで、8,746 万 5,369 円の純の赤字でございました。

事業ごとの内訳を報告しますと、病院事業が 1 億 323 万 595 円の純損失、介護老人保健施設事業は 1,765 万 5,143 円の純利益と総合健診センター事業では、188 万 9,917 円の純利益となっております。

これを 3 事業の赤字を 8,746 万 5,369 円の純損失でございませう。

以上簡単でありますう、球磨郡公立多良木病院企業団の議会の報告を終わります。

続きまして、平成 30 年 3 回の、これは一応延会ということで、9 月の 25 日に再度、会議を、定例会を行っとります。

それについてですね、報告しますと、はい、まずは、特別会計ですけれども、平成 29 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計、これを収入歳出の決算認定ですが、収入が 4,409 万円、歳出が 4,031 万円ということで、若干の繰り越しして翌年に回しております。

それとその負担を申しますと、多良木町が 1,469 万円、湯前が 728 万円、水上が 481 万円でございます。

それと、第 3 号、これは平成 29 年度の病児・病後児の保育ですね、これを決算認定行いました。収入は 1,196 万 3,460 円、歳出が 1,010 万 4,092 円でした。

それと、第4号議案、これはあくまでも、平成29年度水上村古屋敷診療所特別会計の決算認定ですが、これはあくまでももう水上村ということで、歳入が1,166万4,847円、歳出は1,109万8,771円です。

それと、槻木診療所がありますけれども、なかなか見当たらないということで、ちょっと時間下さいね、古屋敷、それと私の町に関係あります、槻木診療所、認定第4号、平成29年度、29年度槻木診療所特別会計決算認定について、これが、歳入合計が1,377万8,236円、歳出が1,250万8,488円でした。

最後になりますけれども、一般質問は3名ということで、久保田議員、それと遠坂議員と味噌岡議員3人が答弁に立ちまして、企業団の経営状況、今後の病院健診センターの経営方針、方向性、また職員の体制、対応について質問がありました。

それともう一つは、11月の5日、6日に、病院の年内の、1年間の定例監査ということで、私と月足先生と監査をしました。

その中で、一応うちの町長が今の副企業長ということで、副開設者ということで、十分な経営の収支状況については優良ということで報告をさせてもらいました。この点はまたよろしく願いいたします。

それでは、以上簡単ではありますが、議会の報告を終わらせていただきます。

もし、何か聞きたいということあれば、私と魚住議員と坂口議員と宇佐議員と久保田議員と、特段の配慮して説明を、ご報告を説明させていただきます。

本当お世話になりました。はい、終わります。

○議長（村山 昇君）次に、人吉市球磨広域行政組合、8番源嶋たまみさん。

○8番（源嶋たまみさん）おはようございます。平成30年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成30年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では1番塩見寿子議員、人吉市、2番、宮原将志議員、人吉市が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月30日開会、12月1日から12月20日までを休会とし、12月21日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の平成30年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成29年度歳入歳出決算認定については、平成29年度決算特別委員会委員長26番加賀山瑞津子議員、あさぎり町から審議結果についての委員長報告があり、質疑採決の結果、認定第1号については異議がありましたので、起立採決を行い、賛成多数で議案のとおり認定し、認定第2号及び認定第3号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第14号、平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、日程第8、議案第10号、平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算、日程第9、議案第16号、平成30年度人吉球磨広域行政一般会計経費の負担の総額の補正、日程第10、議案第17号、人吉球磨広域行政一般職の職員の給与に関する条例の一部を改訂する条例の制定について、日程第11、議案第18号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘移譲法人選定委員会設置条例の制定について、日程第12、議案第19号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第13、議案第20号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、の

7 議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第 12、議案第 19 号及び日程第 13、議案第 20 号を除く 5 議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑採決を行い、日程第 7、議案第 14 号から日程第 11、議案第 18 号の 5 議案について、原案のとおり可決し、1 日目は散会となりました。次回は 12 月 21 日となります。

以上、平成 30 年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会 1 日目の会議結果について報告いたします。

なお、質問等がありましたら、広域行政組合議員の中村議員、高橋議員、私、源嶋にお尋ねください。

以上報告を終わります。

○議長（村山 昇君）次に、上球磨消防組合、10 番、宇佐信行君。

○10 番（宇佐信行君）おはようございます。平成 30 年上球磨消防組合議会第 2 回定例会の報告をいたします。

議会は平成 30 年 12 月 3 日に招集され、午前 10 時より当組合会議室において開催されました。

日程第 1 でございますが、会議録署名議員の指名がなされ、5 番、小野議員、6 番、宇佐議員、私でございますが、指名を受けました。

日程第 2、会期の決定でございますが、会期を平成 30 年 12 月 3 日の 1 日限りと決定され、日程第 3、認定第 1 号、平成 29 年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてが提案され、これにつきましては、歳入総額 5 億 7,403 万 1,000 円、歳出総額 5 億 6,016 万 5,000 円、歳入歳出差引額 1,386 万 6,000 円。この中には、翌年度へ繰り越すべき財源額 243 万円、これは繰越明許費でございます。実質の収支額 1,143 万 6,000 円。

そのうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金金が 571 万 8,000 円とするものということで提出をされました。これにつきましては、原案のとおり認定をされました。

日程第 4 でございますが、議案第 8 号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてが提案され、これにつきましては、平成 30 年度の人事院及び熊本県人事委員会の勧告に伴うものでございます。

当組合の給与に関する条例を一部改正するものでありまして、これにつきましても、原案のとおり可決をいたしております。

日程第 5、議案第 9 号でございますが、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正について、日程第 6、議案第 10 号、熊本県市町村総合事務組合規定の、規約の一部変更について、2 議案が提案されましたが、この 2 議案とも原案のとおり可決をいたしております。

日程第 7、議案第 11 号、平成 30 年度上球磨消防組合一般会計補正予算第 1 号でございますが、それぞれは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,120 万 4,000 円を減額するものでございます。歳入歳出の総額を 16 億 2,179 万 6,000 円とするものでございました。

歳出の主なものにつきましては、消防費の中の、給与、職員手当の減額が主なものでございまして、この理由につきましては、消防組合職員の 2 名の方の早期退職に伴う減額でございました。

これにつきましても、原案のとおり可決をいたしました。

以上、上球磨消防組合議会報告を終わりますが、詳細につきまして、いろいろと質問の方は、同僚の山中議員か私の方までお聞き願いたいと思います。

それから、あと報告でございましたが、執行部の方から、今現在の新庁舎、消防署の新庁舎が建設中でございますが、今現在、基礎部分の杭打ち作業が終わったということで、全体から見れば、11 パーセント執行率ということで、ほぼ順調に工事が進行中であるということで報告を受けとります。

最終的には今のところですね、平成 31 年度の末には新庁舎とそれから今の旧庁舎の解体事業まで終わってしまうと。最終的に外部工事からすべてが終わるのは、平成 32 年の 6 月末ぐらいまでにはですね、完了予定ということで、昨日報告を受けております。

そういうことで若干のですね、ずれはあるかと思いますが、順調に工事が進んでいるというので、報告をしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（村山 昇君） これで諸般の報告を終わります。

町長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） おはようございます。9 月定例会議終了後 12 月 3 日まで、ただいま宇佐議員のほうからご報告がありましたが、昨日が消防組合の議会ということで、こちらまでのご報告につきましては、お手元に主なものを差し上げております。

これをもってご報告とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君） 次に、教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

日程第 3 「請願・陳情について」

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第 91 条及び 94 条の規定により、受理番号 7、多良木高校施設設備利活用に関する要望書及び受理番号 8、黒肥地 1 区堀馬屋生活道路拡幅についての要望書は、総務産業常任委員会へ、受理番号 9、県道中河間多良木線に係る久米 5 区堀川、野添地区内の一部道路改良工事に関する要望書は、厚生環境文教常任委員会へ付託いたしました。

なお、受付番号 360、361、362、363、364 及び 365 の陳情書については、議員配付といたしましたので報告いたします。

それではここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） それでは、私の方から平成 30 年度第 4 回多良木町議会 12 月定例会議の提案理由をご説明させていただきます。

今回、議会にご審議をお願いいたします案件は、平成 29 年度財政健全化判断比率の修正に関する報告が 1 件、同文議決案件といたしまして、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものが 1 件、条例の一部改正といたしまして、国の人事院勧告、それに伴います熊本県人事委員会勧告を受けまして、職員の給与に関する条例及び任期付職員に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、平成 30 年度補正予算につきましては、一般会計と国民健康保険特別会計事業勘定ほか、特別会計が 4 件、合わせまして、合計 8 件の案件を提案させていただくものです。

提案内容の詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君）町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第4 「報告第12号」 平成29年度財政健全化判断比率の修正について

○議長（村山 昇君）それでは、日程第4、報告第12号、平成29年度財政健全化判断比率の修正について議題といたします。

報告を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）報告第12号、平成29年度財政健全化判断比率の修正について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり、平成29年度財政健全化判断比率の修正について監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告をするものでございます。

健全化判断比率につきましては、9月の議会定例会議で報告をしておりましたが、その中で、将来負担比率につきまして修正が生じたので、改めて報告をするものでございます。

内容といたしましては、退職手当負担見込み額の算出方法の訂正によるものでございます。

これによりまして、平成29年度の将来負担比率が修正前53.5から、修正後54.2、0.7ポイント上昇をいたしました。早期健全化基準及び財政再生基準をいずれも下回っておりまして財政的には健全であるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（村山 昇君）報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これで報告第12号、平成29年度財政健全化判断比率の修正についての報告は終わります。

これから上程します日程第5、議案第26号から日程第11、議案第32号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4日目の12月7日に審議採決をお願いしたいと思います。

日程第5 「議案第26号」 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（村山 昇君）それでは、日程第5、議案第26号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第26号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合理約の一部を次のとおり変更するものでございます。

改正文を付けてありますけれども内容といたしましては、別表第1及び別表第2の名称変更に係るものでございます。

理由といたしまして、平成30年10月1日から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合が、くまもと県北病院機構設立組合へと名称を変更したためでございます。

附則といたしましてこの規約は県知事の許可のあった日から施行し、平成30年10月1日から適用するものでございます。

以上で説明終わります。

日程第6 「議案第27号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君）次に、日程第6、議案第27号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第27号について説明を申し上げます。多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

条例改正の概要でございますけれども、職員の給与改定等につきましては、今年8月に人事院の勧告が、10月に熊本県人事委員会の勧告がなされました。

多良木町においては、熊本県人事委員会の勧告に準じて勧告、改正を行っているところでございます。

今年の勧告で多良木町が関連するものは、1、給料表の改定、2、期末勤勉手当等の支給割合の改定、3、宿日直手当の改定3点でございます。

条例改正案につきましては、新旧対照表で説明をいたします。改正案の次に添付しております新旧対照表をお開きください。

1ページ、改正案の第1条関係です。一般職の給与条例の改正になります。下線の引いてある箇所が改正部分です。

第17条、宿日直手当で通常の宿日直4,200円を4,400円に、規則で定める特殊な業務の宿日直勤務、多良木学園の当直勤務がこれに当たります7,200円を7,400円に、現在、本町での運用はありませんが、条例に定めのある宿日直勤務で6,300円を6,600円に、1万800円を1万1,000円にそれぞれ引き上げまして、第2項の常直勤務につきましては2万1,000円を2万2,000円に引き上げるものでございます。

第20条、勤勉手当の支給割合を100分の90から100分の95へ、再任用職員については100分の42.5から100分の47.5へ引き上げるものでございます。

別表第1の給料表については、初任給を1,500円、若年層について1,000円程度引き上げ、その他は400円の引き上げを基本とした給料表になります。

附則におきまして、宿日直手当及び給料表については、平成30年4月1日から適用し、期末勤勉手当については、本年12月支給分の適用となります。

ページ飛ばしまして、7ページです。改正案の第2条関係、特定任期付職員の給与条例の改正です。第5条、業績手当の支給割合を100分の165から100分の170へ引き上げ、別表の給料表について各号給1,000円引き上げるものでございます。

附則におきまして、一般職と同じく給料表については平成30年4月1日から適用し、業績手当については、本年12月支給分の適用となります。

8ページ、改正案の第3条関係、一般職の給与条例の改正です。これにつきましては、平成31年4月1日からの施行となります。第19条、期末手当の支給率が6月支給分と12月支給分で、率が異なっていたものを、来年度からは6月、12月とも100分の130、再任用職員については100分の72.5と同率に平準化をするもので、年間の支給率は改正前と同じでございます。1年間で一般職が100分の260、再任用職員が100分の145です。

第20条、勤勉手当の支給率100分の95を100分の92.5に、再任用職員については、100

分の 47.5 を 100 分の 45 に改正するものです。平成 30 年度におきましては、期末手当、すいません、勤勉手当の支給引き上げを 12 月支給分で調整いたしますが、今回、勤勉手当の引き上げ改正を平成 31 年度からは 6 月及び 12 月支給分にそれぞれ同率で反映をさせるものでございます。

9 ページ、改正案の第 4 条関係、特定任期付職員の給与条例の改正です。一般職と同じく平成 31 年 4 月 1 日からの施行となります。

第 5 条、業績手当の支給率 100 分の 170 を 100 分の 165.5 に改正するものです。

平成 30 年度におきましては、業績手当の支給引き上げを 12 月支給分で調整しますが、一般職と同じく、今回の業績手当の引き上げ改正を平成 31 年度からは、6 月及び 12 月支給分にそれぞれ同率で反映させるものでございます。

以上で給与条例の説明を終わります。

日程第 7 「議案第 28 号」 平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 7、議案第 28 号、平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）について説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第 28 号について説明申し上げます。平成 30 年度多良木町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 731 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 747 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条におきまして、地方債の補正も行っております。6 ページをお願いいたします。地方債の借入限度額の変更でございます。2 の過疎対策事業債、50 万円減額です。3、辺地対策事業債 450 万円減額です。5、緊急防災・減災事業等債 450 万円の増額です。辺地対策事業債と緊急防災・減災事業等債につきましては、槻木辺地、赤木辺地の消防施設の増減の変更でございます。6、災害復旧事業債 1,170 万円の減額です。トータルで 1,220 万円の減額となります。

9 ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入から説明をいたします。主なものを説明いたします。

款 11、分担金及び負担金、項 1、分担金、目 2、災害復旧費分担金 84 万 9,000 円の減額です。農業用施設災害復旧事業の取り下げに伴う減でございます。

款 13、国庫支出金、項 1、国庫負担金、目 3、災害復旧費、国庫負担金 3,115 万円の減額です。平成 30 年災の公共土木施設災害復旧事業分で、災害発生及び査定設計積み上げによる増が 2,880 万円。査定設計の積み上げによる減額が 6,003 万円、合わせまして 3,115 万円の減額となります。

項の 2、国庫補助金、目 2、民生費国庫補助金、節 2、児童福祉費補助金、合計で 71 万 2,000 円減額でございます。子ども・子育て支援交付金、110 万 3,000 円増でございますけれども学童クラブ事業病児・病後児保育事業、養育支援訪問事業等がこれにあります。教育・保育給付交付金につきましては、現時点での見込みによりまして、町内、広域認定こども園、それぞれ増減をしております。

この 9 ページ下段の款 14、県支出金の目 1、民生費県負担金の説明欄においても同様でございます。641 万 3,000 円の減額でございます。

10 ページをお願いいたします。款 14 県支出金、項 2 県補助金、目 7 災害復旧費県補助金、節 1、農業用施設災害復旧費県補助金、117 万 8,000 円の減額でございますけれども、平成 30

年災で1カ所増分が52万円、事業取り下げによる減で1カ所分169万8,000円、合わせまして117万8,000円の減額でございます。節2林業用施設災害復旧費県補助金582万円増額です。平成30年災2カ所分増でございます。

11 ページ、款18繰越金です。5,342万6,000円計上しております。今回、補正の調整財源となります。

款の20、町債です。6ページの地方債の変更に関連いたしまして目の7、教育債50万円減額、久米公民館改築事業です。これは過疎債でございます。目8、災害復旧債1,170万円減額、それぞれの事業費の増減に伴いまして減額をしております。

12 ページをお願いいたします。歳出です。歳出全体的には今回の給与改定に伴います給料及び職員手当や、今後必要な超過勤務手当等について補正を行っております。

主なものを説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1、一般管理費、節1報酬3万6,000円と節9費用弁償の1万6,000円でございますが、指定管理候補者選定委員会委員の報酬と費用弁償でございます。多良木学園の指定管理候補者の選定委員会ということで学識経験を有する者を3名、3回分を今回予算計上しております。

13 ページをお願いいたします。目5財産管理費、節11の修繕料111万2,000円です。里道水路の修繕でございますけども3地区分でございます。

目9企画費、節19の補助金、地方バス路線維持補助126万7,000円増額をしております。平成30年度補助金交付申請額、産交バスですけども2,083万5,000円となっております。今回不足分を増額いたしました。

節19の交付金、地域おこし協力隊活動費交付金43万8,000円計上しておりますけども、活動に必要な経費を交付金として計上し、同額を費用弁償から減額をして調整をしております。

目10、まちづくり推進事業費、節12、通信運搬費106万6,000円です。多良木町におきましては、ふるさと納税の返礼品を送料込みの返礼としておりましたが、今回の返礼率の見直しによりまして、送料を別途計上するものでございます。

14 ページをお願いいたします。目12防犯対策費、節11の修繕料54万2,000円につきましては、防犯灯の修理、球替え等でございます。

16 ページをお願いいたします。款3、民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費、節20の扶助費138万8,000円増でございます。これにつきましては説明欄にあります。いずれも利用者の増による増額でございます。

目5、老人福祉費、節20扶助費です。334万5,000円増、養護老人ホームの入所者の変動に伴う増額でございます。

目6介護保険費、節28介護保険特別会計への繰出金397万6,000円。介護給付費及び地域支援事業の現時点での決算見込みに伴っての増額でございます。

目9、後期高齢者医療費、節19の負担金257万円、平成29年度療養給付費負担金の確定に伴う増額でございます。

17 ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節8報償費、中学校及び小学校の入学祝い金90万3,000円を今回計上しております。この祝い金につきましては、入学前に体操服や学用品などを購入する必要があるということで年度末に商品券を配布するために今回補正予算を計上するものでございます。

節20扶助費、障害児通所支援事業811万2,000円の増です。増額です。利用者が当初よりも4人ほど増加をしております。

18 ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境衛生費、節13、

リサイクル委託料 158 万 7,000 円の増額でございますけども、ペットボトルなどリサイクル量の増加に伴いまして、運搬費用がまた増加をしております。その関係で 158 万 7,000 円今回増額補正をしております。

19 ページをお願いいたします。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業振興地域整備費、節 13 委託料 500 万円の減額です。農業振興地域整備計画策定業務を外部委託ではなく、直営で作成するという事で今回 500 万円の減額でございます。

項の 2 林業費、目 2 林業振興費、節 19 の補助金です。特用林産物施設化推進事業費補助金 54 万円でございますけども、上槻木椎茸生産組合の椎茸乾燥機購入補助でございます。このうち 45 万円、すいません、このうち単県補助で 40 万 5,000 円を歳入予算の方で計上をしております。補助率は 30 パーセントです。あと 10 パーセント上乘せしまして 54 万円の補助ということでございます。

21 ページをお願いいたします。款 8 土木費、項 4 住宅費、目 2 住宅建設費、節 15 の町営口の坪団地建設工事につきまして、設計見直しにより本体工事、設備工事、外構工事合わせまして 1,230 万円の増額でございます。

22 ページをお願いいたします。款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 2 公民館費、節 13 の外壁調査改修設計委託料 130 万円の減額ですけれども黒肥地公民館改修の再検討によりまして 130 万円減額をしております。

節 15 の久米公民館改築工事につきましては、入札残分を 141 万 7,000 円減額しております。

23 ページをお願いいたします。款 11 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1、農業用施設災害復旧費、節 15 の農業施設災害復旧工事 259 万 6,000 円の減でございますけども、内訳といたしましては、新たな災害発生によります増が 1 カ所 80 万円、災害復旧事業の取り下げにある、取り下げによる減額が 1 カ所分で 339 万 6,000 円、合わせまして 259 万 6,000 円の減でございます。

目 2 林業用施設災害復旧費、節 15 の林道施設災害復旧工事 1,441 万 3,000 円増額です。これは林道 2 カ所分の災害復旧工事の増によるものです。

款 11 災害復旧費、目 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 公共土木施設災害復旧費、節 13 の測量設計業務委託 100 万円でございますけれども道路 1 カ所、河川 1 カ所分でございます。

節 15 の災害復旧工事費 4,670 万円の減額です。内訳といたしましては新たな災害発生による増が 3 カ所分で 2,630 万円、査定設計積み上げによる増が 2,880 万円、町道 2 カ所分です。査定設計積み上げによる逆に減の分が 9,000 万円。町道 1 カ所分です。合わせまして 4,670 万円の減額となります。

24 ページからは給与費明細書でございます。

26 ページに、今回の給与改定に伴う必要額を記載しております。

あと最後 27 ページは地方債に関する調査、調書でございます。

以上で説明を終わりますけども、不足する分につきましては、各常任委員会の方でお尋ねをいただきたいと思います。

○議長（村山 昇君）ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 56 分休憩）

（午前 11 時 05 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 「議案第 29 号」 平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 8、議案第 29 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君）それでは、議案のほうを説明させていただきます。議案第 29 号、平成 30 年度多良木町の国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,993 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2,323 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費の支払い見込み額の増加、及び国庫負担金の精算というところが補正の主な理由でございます。

詳細につきましては、事項別明細の方で説明させていただきます。6 ページのほうをお願いいたします。まず歳入の方でございます。

款の 3 県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、保険給付費等交付金ということで、節で 2 の特別交付金でございます。

説明名称が特別調整交付金ということでございますが、これにつきましては、すいません、額が 27 万円でございますが、財政運営の責任主体が都道府県に移ったことにより、電算システムを今回改修する必要があるとしまして、その費用を今回、計上いたしましたところですが、それに対して交付される交付金でございます。ちなみに交付率は 10 分の 10 ということでございます。

次に、繰越金、6 の繰越金でございますが、目の 2、その他繰越金ということで、今回 2,966 万 5,000 円を増額補正をお願いしているところでございますが、これにつきましては、今回補正予算の財源調整ということで、お願いするところでございます。ちなみに、補正後の予算化可能な繰越金は 1 億 5,029 万 9,000 円というふうなところでございます。

歳入は以上でございます。

次に 7 ページのほうをお願いいたします。歳出でございます。

款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、節で旅費が 1 万 1,000 円を増額補正でございます。普通旅費でございますが、これにつきましては今後、出張旅費等の旅費の不足が見込まれるということで、今回、増額補正をお願いするところでございます。

次の節 13 の委託料、27 万円の増額補正でございますが、国民健康保険システム改修委託料というところで先ほど歳入の方もございましたが、財政運営の都道府県化に伴う電算システム改修委託料というところでございます。ちなみに委託先は R K K コンピュータサービスでございます。

続きまして款の 2、保険給付費、項の 2 高額療養費、目の 1、一般被保険者高額療養費ということでございますが、額が 1,100 万円の増額補正というところでございますが、これにつきましては高額療養費の支払い見込み額が、上がってきておりますので、今回増額をお願いするところでございます。

続きまして、款の 6、保健事業費、項の 2 特定健康診査事業費、目の 1 特定健康診査事業費でございますが、まず、節の 4 で共済費 5 万 1,000 円を増額補正でございますが、社会保険料が 2 万 2,000 円、雇用保険料が 2 万 9,000 円というところでございますが、これにつきましては、雇用しております非常勤職員及び臨時職員、計 2 名分でございますが、この共済費の算定率が変わったということで、これに対応するために今回増額補正をお願いするところ

でございます。

続きまして、節の 9 の旅費でございますが、額的には 0 円でございますが、説明欄で費用弁償の中で非常勤職員通勤手当相当分が、マイナスの 2 万 2,000 円、普通旅費分が 2 万 2,000 円となっておりますが、これにつきましては、当初予算で臨時職員の旅費を費用弁償で計上しておりました。

このため今回、これを訂正するため、普通旅費に振り替えるというふうなところでございます。

続きまして、款の 8、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 6、その他償還金というところでございますが、補正額が 1,860 万 3,000 円ということで、国県補助金等返金金でございますが、これにつきましては、平成 29 年度の療養給付費等交付金の確定にともないまして、今回、精算返還額を計上をいたすところでございます。

歳出は以上でございますが最後に 8 ページの方に、給与費明細書を付けております。

これにつきましては、予算書の方で、共済費のうち、非常勤職員分の補正がありましたので、その分を計上して添付しておるところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 9 「議案第 30 号」 平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 9、議案第 30 号、平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林 昭洋君）議案第 30 号、平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

平成 30 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 395 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 908 万 5,000 円とするものでございます。

今回の補正は、主なものは人事異動及び給与改定に伴うものと起債の減額でございます。

それでは 3 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の補正でございます。変更ということで、補正前の限度額 1,820 万円を 1,620 万円とし、220 万円の減額をするものでございます。

まず起債の目的でございますが、下水道事業債、補正前、限度額 1,820 万円。起債方法、利率、償還方法は補正前と同じでございます。補正後限度額 1,600 万、減額は、マイナス 220 万でございますが、これは過年度に行いました下水道工事のうち、町道大宮小林線の舗装本復旧工事に伴いまして、当初予算で予定しておりました起債を行わず、繰越金を充当し、財源振替を行うものでございます。

交付税算入等のメリットの度合いや借金を後年度に残さないことを勘案しての判断でございます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 2、使用料手数料、1 項使用料、目 1、下水道使用料でございます。補正額マイナス 390 万 5,000 円、下水道使用料現年度分でございます。

こちらは人事異動に伴います給与の減少分でございます。一般管理費の人件費に当初予算で下水道使用料を充当していたためでございます。

次に、款6繰越金、項、目とも繰越金でございます。214万9,000円の増でございます。

これは先ほどの第2表地方債補正でご説明いたしました下水道事業債の220万円の減でございます。下水道事業整備費の調整に伴う財源振替分でございます。

次に、款、町債、同じく項、目とも、町債、1下水道債でございます。こちらにつきましても、マイナス220万ということで、先ほどご説明いたしました下水道事業債分でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1下水道事業費、項、下水道事業費、目も、目1下水道整備費、こちらにつきまして補正額マイナス5万1,000円と、節の方に、2番給料、3番職員手当等、4番共済費、こちらにつきましては、人事異動及び給与改定によるものでございます。

なお超過勤務手当につきましては、今後必要なものの増額分でございます。

需用費の、11番需用費の70万4,000円でございますが、こちらにつきましては、今、県が主要地方道錦湯前線にかかっております整備しております堂山橋の分でございますが、15番の工事請負費の仮設工事費の執行残でございますが、今後、堂山橋の通学路の関係上もございまして、フェンス等の今、仮設をしておりますが、長期間にわたる可能性がございますので、そのフェンスをですね、もう少し、安全にするための追加修繕料ということで、こちらに財源、歳出の予算を振りかえさせていただいたものでございます。

それから18番の備品購入費、マイナス24万5,000円でございますが、公用車購入の競争見積もりの残でございます。

続きまして、款の下水道維持管理費、項1、一般管理費、1一般管理費でございます。

こちらにつきましては給料及び職員手当につきましては、人事異動及び再雇用職員の振りかえ分でございます。給料がマイナス99万8,000円、職員手当等がマイナス240万7,000円、共済費がマイナス50万円というものでございます。

明細につきましては、次の8ページから9ページに載せております。

それでは最後の10ページでございますがよろしくをお願いいたします。10ページでございますが、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書ということで、先ほども説明いたしました。が、予算費目で1番の方でございますが、下水道整備事業債、こちらの左から3列目に、当該年度中増減見込み額、こちらの当該年度中起債見込み額がマイナス220万ということで1,600万になっております。

それに伴いまして1番右側の縦の列でございますが、当該年度末現在高見込み額が14億1,628万7,000円と減額になっております。

合計にいたしまして、最後の右側の下でございますが、合計17億2,833万4,000円となる見込みでございます。

以上説明終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第10 「議案第31号」 平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第10、議案第31号、平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君）それでは、ご説明いたします。議案第31号、平成30年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,025万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,048万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費等の支払い見込み額の増減がございますので、それに対応するための補正が主な要因でございます。

詳細の方は事項別明細の方で説明させていただきます。5ページのほうをお願いいたします。まず歳入でございます。

款の3からでございますが、国庫支出金、項の1、国庫補助金、目の1、介護給付費負担金ということで、今回566万8,000円の増額補正をお願いするところでございますが、これにつきましては、後で出てきますが、歳出の保険給付費が増加するというに伴いまして、国庫負担金が増えるものでございます。

次の項の2、国庫補助金、目の2、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援事業支援総合事業分でございますが、これにつきましては額が322万1,000円の減となっております。

また、次の目の3の地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援事業支援総合事業以外分の額が20万1,000円の減額となっておりますが、この2つにつきましては、歳出の地域支援事業費が減少するというところでございますので、それに伴いまして国庫補助金が減るというものでございます。

続きまして、款の4の支払基金交付金、項の1、支払基金交付金、目の1、介護給付費交付金ということで、額が891万円の増額でございますが、これにつきましては歳出の保険給付費が増加するというところで、これに伴いまして、支払基金からの交付金が増えるというふうなことでございます。

次の目の2の地域支援事業支援交付金でございますが、104万1,000円の減額ということでございますが、これにつきましては歳出の地域支援事業費が減少するというところで、これに伴いまして基金からの交付金が減るということでございます。

続きまして、款の5の県支出金、項の1県負担金、目の1、介護給付費負担金でございますが、505万8,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、歳出の保険給付費が増加するというところで、これに伴いまして県負担金が増えるというふうなことでございます。

続きまして1番下の項の2県補助金、目の1、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業分が、48万2,000円の減額、それと次のページにわたりますが、目の2の地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業以外分につきましては額が10万1,000円の減額ということでございますが、この2つにつきましては、歳出の地域支援事業費が減少するというところで、県補助金が減るということでございます。

続きまして、款の7でございます。款の7繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金でございますが、額にしまして412万4,000円の増額ということでございますが、これにつきましては、歳出の保険給付費が増えるということに伴いまして、一般会計からの繰入金を増やすということでございます。

次の目の2、その他一般会計繰入金ということで、事務費繰入金でございますが、43万5,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、歳出の総務費に係る費用の分、これを一般会計から繰り入れるというふうなことでございます。

続きまして目の3の地域支援事業繰入金介護予防・日常生活支援総合事業分が額にしまして48万2,000円の減額、それと次の目の、目の4、地域支援事業繰入金介護予防・日常生

活支援総合事業以外分が、額で10万1,000円の減額というふうなことでございますが、これにつきましては、歳出の地域支援事業、すいません、地域支援事業費が減少するというところでこれに伴いまして、一般会計からの繰入金を減らすというふうなことでございます。

歳入、最後でございますが、繰越金、款の8の繰越金、目の1の繰越金でございますが、1,169万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、今回補正の財源調整のための繰越金の予算化ということでございます。

ちなみに補正後の予算化可能な繰越金は4,185万2,000円ということでございます。

続きまして歳出でございます。7ページのほうをお願いいたします。

款の1総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございますが、節で委託料が31万8,000円の増額補正でございます。説明欄で、介護保険指定事業者等管理システム構築委託料ということでございますが、これにつきましては、これまで地域密着型サービス事業の管理システムの登録につきまして、市町村の登録依頼によりまして、県の方で代行で登録しておりました。

ところが、今後は、県の方では、その代行事業を行わないということでございますので、県内の全市町村でございますが、それぞれ管理システムを導入して、その導入して運用する必要があり、今回その費用を計上いたしたというところでございます。

続きまして、すぐ下の節の14使用料及び賃借料が3万6,000円計上してございますが、これにつきましては今回導入いたしますシステムの使用料ということでございます。3カ月分ということで1月からの運用でございますので、3カ月分を計上いたしております。

続きまして次の項の3、介護認定調査費、目の1、認定調査費等でございますが、委託料が8万1,000円ということで、介護保険認定調査業務委託料ということでございますが、これにつきましては、外部事業者、外部事業者等への認定調査費用が不足する見込みでございますので、今回増額をお願いをするところでございます。

続きまして、款の2の保険給付費、項の1の介護サービス等諸費、目の1の介護サービス等諸費の補正額2,642万4,000円、また、その下の欄で、項の2の介護予防サービス等諸費、目の1の介護予防サービス等諸費の補正額529万円、またその下の欄で、項の4の高額医療合算介護サービス等費、目の1の高額医療合算サービス等費の補正額65万5,000円につきましては、当初予想をいたしました額よりも保険給付費の支払いが多くなってきております。

このために今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして8ページのほうをお願いいたします。款の2の保険給付費、項の6の特定入所者介護サービス等費、目の1、特定入居者、特定入所者介護サービス等費ということで今回62万9,000円の増額補正をお願いしておるところでございますが、これにつきましても、当初予想した額よりも、保険給付費の支払いが多くなってきております。このために増額補正をお願いするところでございます。

続きまして、款の3の地域支援事業費、項の1、介護予防・生活支援サービス事業費、目の1、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、今回、節で400万円の減額補正をお願いしておるところでございます。

内訳としまして、第1号の訪問事業負担金、また通所事業負担金それぞれ200万円減額いたしておりますが、これにつきましては、逆に支払いのほうが当初より減ってきておる状況でございます。

このために、現状に合わせるということで減額補正をお願いするところでございます。

続きまして目の2の介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、節で委託料、22万7,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、今回、すいません、支払い状況が少ない状況でございますので、今回減額をお願いするところでございます。

また次の負担金補助及び交付金ということで、22万7,000円の増額の方でございますが、これにつきましては、逆に支払い状況が多くなってきておりますので、増額をお願いするというふうなことでございます。

次に、下の欄の項の3、包括的支援事業・任意事業費でございますが、目の1の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、これにつきましては財源組み替えでございます。

また、次の目の2の任意事業費でございますが、委託料が4万5,000円の増額でございますが、これにつきましては、短期保護事業費ということでございまして、最近保護が必要な方が発生する頻度が高くなっておりまして、今後不足が見込めますので、今回増額をお願いするところでございます。

また、すぐ下の扶助費78万円の増額補正でございますが、グループホーム入所者家賃等助成事業ということでございますが、これにつきましては、当初予想よりも助成額の助成が、多くなってきておりますので、今回増額補正をお願いするところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第11 「議案第32号」 平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長(村山 昇君) 次に、日程第11、議案第32号、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、議案第32号を説明させていただきます。

平成30年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,980万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の還付ということで、増額補正をお願いするところでございます。

詳細につきましては5ページの方から説明させていただきます。5ページのほうお願いいたします。まず歳入でございます。

款の5、諸収入、項の2、償還金及び還付加算金ということで、目が1の保険料還付金ということで、今回、21万4,000円の増額補正というふうなことでございます。

これにつきましては、歳出で同額の21万4,000円を計上いたしております。これは被保険者に還付した、還付支出したことに伴い、後期高齢者医療広域連合から、歳入があるということで、今回、歳入の方に同額を計上いたしておるところでございます。

続きまして次のページの6ページのほうをお願いいたします。歳出でございます。

款の4 諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金、目の1、保険料還付金ということで、今回、お願いしておるのが歳入と同額の21万4,000円でございます。保険料過誤納付還付金ということで、これ、内容につきましては、例えば亡くなられたり、転出されたことによりまして、保険料を還付する予算が今回不足しておりますので、今回増額補正をお願いするというふうなところでございます。以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山 昇君）以上で日程第 5、議案第 26 号から日程第 11、議案第 32 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、12 月 7 日に審議採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

お疲れさんでした。

（午前 11 時 35 分散会）